

10 設楽ダム・木曾川水系連絡導水路の建設について

(財務省、国土交通省、総務省、厚生労働省、農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 事業の検証に当たっては、地域に必要な事業として、その推進を図ってきたこれまでの経過や地域の実情を十分に踏まえるとともに、事業進捗が停滞しないよう速やかに進めること。

設楽ダム

設楽ダムの建設は、長年にわたり洪水・濁水の被害に悩まされてきた下流5市の悲願であり、これまで30有余年の地元調整を経て、昨年2月には国・県・町で建設同意協定に調印し、水源地域の整備事業や水没者等の生活再建に本格的に着手したところである。

木曾川水系連絡導水路

木曾川水系連絡導水路は、既に完成した徳山ダムの計画当初から、ダムと一体不可分の施設として位置付けられており、徳山ダムに確保した水源を活用するためには、残された導水路が必要不可欠である。

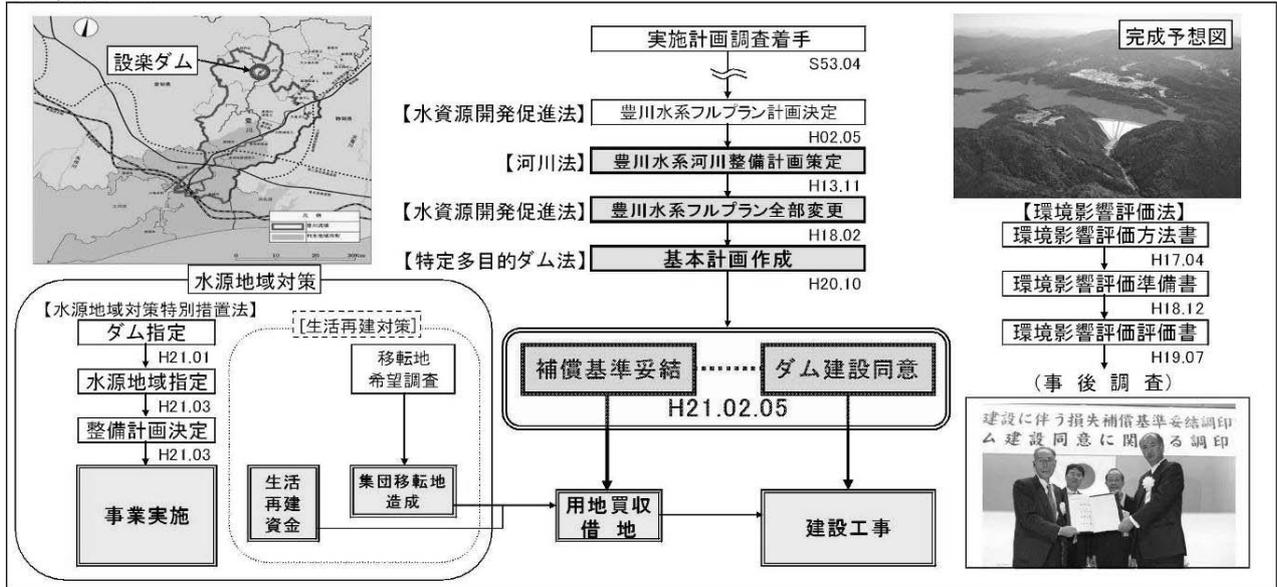
- (2) 設楽ダムについては、水没者等が安心して生活再建に取り組むことができるよう、用地補償等の生活再建対策の着実な推進を図る予算措置を行うこと。

(背景)

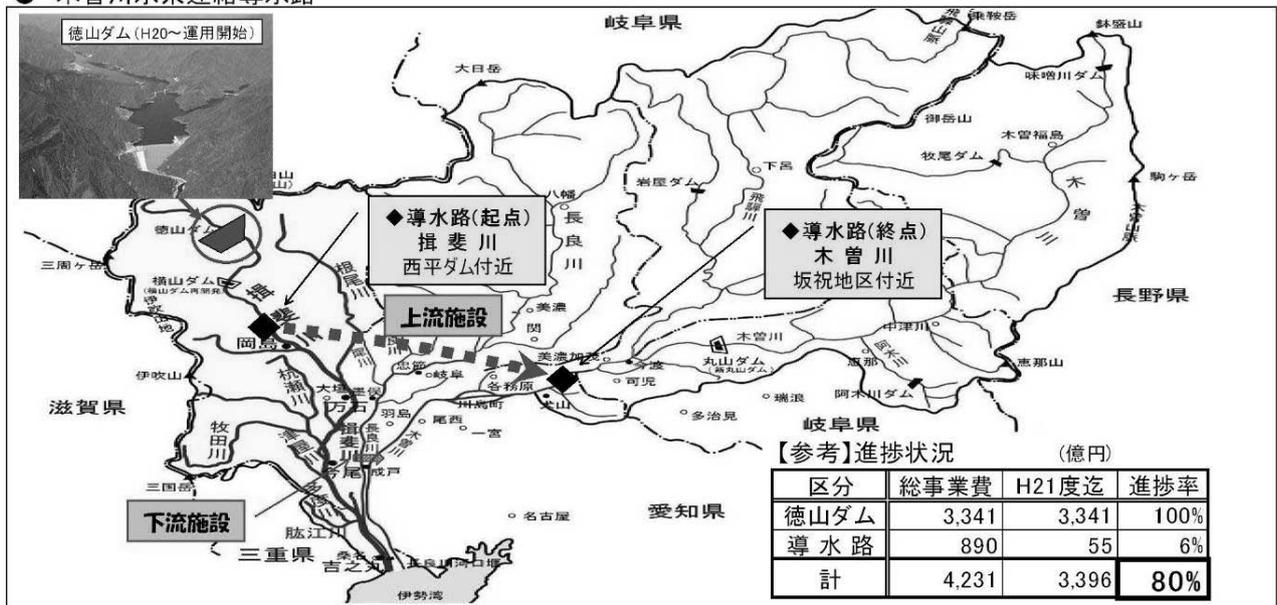
- 設楽ダム、木曾川水系連絡導水路とも、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」として位置付けられ、平成22年度は必要最小限の予算額とされた。
- 今後、両事業とも、新たな検証基準に基づき、各地方で検討が行われ「有識者会議」の意見を加えたいうえで、国土交通大臣により事業継続の可否が決定される見通しとなっているが、事業継続可否の判断時期が明らかにされておらず、事業進捗の停滞が懸念される。
- 両事業とも、地域固有の実情や歴史・経緯を踏まえて、長年にわたり事業の必要性を検証・検討し、関係法令に基づく法手続きを経て、早期完了に向けて取り組んできたものであるため、地方での検討に当たっては、こうした経過と地域の実情を十分に反映する必要がある。
- 「生活再建工事」の段階とされている設楽ダムについて、国土交通省は「生活再建対策は継続する」という方針を示しているが、平成22年度予算では、生活再建の柱とも言うべき補償のための予算がわずかしか計上されていないため、移転補償に支障が生じている。平成23年度には集団移転地の分譲が本格化するが、22年度と同様に補償が十分でない場合、水没者等の生活再建が更に滞ることが懸念され、特に水没者の中には高齢者が多く、地元は大変心配している。

(参考)

● 設楽ダム



● 木曽川水系連絡導水路



● 設楽ダム 水没者等の生活再建の状況

